

入院時食事療養標準負担 価格改定のお知らせ

今般の食材料費の高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時食事療養費が見直され、令和8年6月1日より下記のとおり施行となります。

なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

所得区分				令和8年 5月まで	令和8年 6月から
69歳まで	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	※1		510円 (1日3食 1,530円)	550円 (1日3食 1,650円)
区分イ	現役並みⅡ				
区分ウ	現役並みⅠ				
区分エ	一般				
区分オ	低所得Ⅱ	過去 12ヶ月以内 の入院日数	90日まで	240円 (1日3食 720円)	270円 (1日3食 810円)
			91日以上 (※2)	190円 (1日3食 570円)	220円 (1日3食 660円)
	低所得Ⅰ			110円 (1日3食 330円)	130円 (1日3食 390円)

※1 指定難病患者の方など、一部の方については330円の場合があります。

※2 長期(90日を超える)入院をしている場合の負担額の変更には申請が必要です。

※住民税非課税世帯、70歳以上における区分Ⅱ、Ⅰにつきましては、
限度額適用・標準負担額減額認定証で確認させていただきます。窓口へご提出ください。なお、マイナンバーカードで受診の場合は提出不要です